

愛川町教育委員会

令和5年4月25日

## 愛川町教育委員会 4 月定例会会議録

- 1 会議日程 令和 5 年 4 月 2 5 日 (火)  
午前 9 時 0 0 分から午前 1 0 時 1 5 分
- 2 会議場所 愛川町役場 2 0 1 会議室
- 3 議事日程 日程第 1 会議録の承認について  
日程第 2 教育長報告事項について  
(1) 教育長報告  
(2) 令和 5 年度教職員配置状況について  
(3) 令和 5 年度愛川町教育支援 (就学相談) について  
日程第 3 令和 6 年度愛川町立小・中学校で使用する教科用図書の採択にか  
かる愛川町教育委員会の方針について  
日程第 4 地域学校協働活動推進員等の委嘱について【非公開】  
日程第 5 その他  
(1) 令和 5 年度町営プールの運営について  
(2) 令和 5 年度第 1 4 回愛川町子ども議会について
- 4 出席委員 教育長 佐藤 照 明  
教育委員 (教育長職務代理者) 大 貫 洋  
教育委員 梅 澤 秋 久  
教育委員 篠 崎 美 和  
教育委員 齊 郷 浩 之
- 5 説明を要した者及び議事録作成のため出席した者  
教育次長 澤 村 建 治  
教育総務課長 宮 地 大 公  
指導室長 菅 沼 知香子  
教育開発センター所長 瀧 喜 典

生涯学習課長	上 村 和 彦
スポーツ・文化振興課長	齋 藤 潤
教育総務課主幹	阿 部 成 彦
教育総務課副主幹	佐 藤 邦 彦

---

◎開会

- （佐藤教育長） 皆さん、おはようございます。

本日の出席者は5人であります。定足数に達しておりますので、愛川町教育委員会4月定例会は成立いたしました。

よって、これより開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでありますから、ご承知願います。

これより日程に入ります。

---

◎日程第1

- （佐藤教育長） 初めに、日程第1、会議録の承認についてを議題といたします。

3月の定例会、3月20日開催分の会議録について、既に配付のとおりであります。

これより質疑に入ります。

ご意見、ご質疑ありましたらお願いいたします。

（発言する者なし）

- （佐藤教育長） 特によろしいでしょうか。

（発言する者なし）

- （佐藤教育長） 特に質疑ありませんので、質疑を終結し、表決に入ります。

日程第1、会議録の承認についてであります。

本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

- （佐藤教育長） ご異議ないものと認めます。

よって、日程第1、会議録の承認については原案のとおり承認されました。

なお、定例会終了後に会議録署名原本をお回しいたしますので、委員の方は署名をお願いいたします。

---

◎日程第2

○（佐藤教育長） 次に、日程第2、教育長報告事項についてを議題といたします。

初めに、教育長報告について、資料1に基づき報告をいたします。

令和5年3月20日から4月24日までの間に出席いたしました主な会議について報告をいたします。

3月20日、教育委員会定例会がございました。この日に教育委員会表彰式がございまして、随時表彰ということで22人プラス1団体が受賞されました。1団体は剣道でございまして、あとは個人表彰ということになっております。

3月22日、国際ソロプチミスト愛川のみなさまが来庁されました。

23日、県教育委員会が来室しました。そして、厚木警察のほうにいらっしゃるスクール・サポーターさんの梅津さんが、長く、10年近く務められていたのですが、海老名のほうに異動されるということで、ご挨拶に来られました。特に中学生に対して、中学生自身が小学生に非行防止についての講話をするような、そういう体制が本町にはできておりまして、その指導をメインでしていただいております。本当にしっかりと活動していただいたんですけども、引き続きその教えていただいたものを各学校でまた続けていきたいと思っております。

それで、新しく来られたと思っておりますけれども、まだちょっとお名前等は分かりませんが、またご挨拶のほうをしたいなというふうに思っております。

24日は町議会の定例会、25日、田代平山橋のLEDライトアップ点灯式がございましたので参加をいたしました。

27日、さくらグループ、これは1年置きだったと思っておりますけれども、雑巾を寄贈してくださっておりまして、小学校に寄贈をいたしました。

清川村の副村長さんがご退任ということで、ご挨拶に来られました。

この日は夜、総合教育会議がございまして、教育委員の皆様にご参加をしていただきまして、ありがとうございました。

28、29と教職員の面接、31日が町職員退職辞令交付式、教職員退職辞令伝達式がございました。

4月2日、愛甲郡のソフトボール協会の開幕式がありましたので、参加をいたしました。

3日、町職員の辞令交付式、教職員辞令伝達式、その後全員協議会を開催させていただきました。また、町の行政経営会議がございました。

4日、県央教育事務所の所長さんをご挨拶に来られました。

5日、相談指導教室の辞令交付式を行いました。

6日、愛川町レクリエーション協会の会長さんが来室されました。

そして、現在、ALTの派遣契約を結んでいるボーダリンクの来室がありまして、ここでALTが替わりましたので、ご挨拶と面接をさせていただきました。

7日、教育委員会の全体会を毎年この4月にやっているんですが、職員に訓示ということで、教育委員会での仕事についてお話をさせていただくとともに、心構えについても少しお話をさせていただきました。

10日、政策調整会議、11日、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの委嘱状交付式を行いました。

愛川高校の校長先生が替わられましたので、ご挨拶に来られました。

民生委員児童委員の協議会の定例総会がございましたので、参加をいたしました。夜は懇親会がございましたので、そちらにも参加をいたしました。

12日、施設巡回ということで、スポーツ文化振興課、そして生涯学習課の各施設を回って年度当初の挨拶をさせていただきました。

佐藤圭介県議会議員がご挨拶に来られましたので、職員の皆さんにも紹介をさせていただきました。

13日、県央教育事務所を訪問いたしました。菅沼指導室長と会場指導主事も一緒に行って挨拶をしてきております。

県市町村教育委員会連合会の総会がありましたので、これはウェブ会議にて参加をいたしました。

14日、相談指導教室「絆」の訪問をいたしました。

15日、愛川町の子ども連絡協議会の定例総会がありましたので、参加をいたしました。

翌日16日は、第22回の愛川オープンペタンク大会が坂本のペタンク場でありましたので、そちらのほうで開会式に参加をいたしましたけれども、例年64チーム出ているんですが、今年度は22チームということで少し絞った形で、遠いところは京都とか、あと長野とか栃木とか、本当に県外から参加をされている大会でございました。

17日が行政経営会議、19日が懸案事項の町長ヒアリングがございました。

厚木市教育委員会教育長を訪問いたしまして、今年は教科書採択等もございますので、その打合せに行っていました。

20日は、学校訪問で、半原小、田代小を訪問し、県央教育事務所管内の教育長会議がございましたので、参加をいたしました。

21日は、中高連携をやっている愛川高校に、次長と一緒にご挨拶に行っていました。

22日、愛川町婦人団体連絡協議会の定期総会がございましたので、参加をいたしました。

午後は、あいかわ町災害ボランティアネットワーク10周年記念式典がありましたので、こちらのほうに参加をいたしました。

24日は学校訪問で、愛川東中と愛川中原中、これで学校訪問は今4校目ということになります。5月1日、2日もあるので、それで9校、一通り回れます。

ちょっと訂正です。24日の就学支援委員会、これは別件で急遽参加ができなくなったものですので、ちょっとカットしておいていただきたい。

参加した日程は以上でございます。

それでは、これより質疑に入ります。ご意見、ご質問ありましたらお願いします。

- （篠崎委員） 19日の懸案事項町長ヒアリングというところなんですけれども、具体的にどういうことが行われているのでしょうか。
- （佐藤教育長） これについては、各課いろんな項目が町の当局から、進行状況も含めて上がってきておまして、それについて次長が答えていくという形になっています。
- （篠崎委員） 町長さんの質問に、各課の課長さんがお答えになるということですね。
- （佐藤教育長） はい。もちろん課長も同席して、私も同席しますけれども、そこでやり取りをして、本年度の状況について説明するという形です。
- （篠崎委員） 例えば、何か具体的なものを挙げていただいてもよろしいですか。
- （宮地教育総務課長） そうですね。教育総務課でいいますと、これからの学校施設の在り方、いわゆる個別施設計画を今計画しておりますので、その学校の在り方を今後どうしていくのかというようなことであったり、あと、同じようにプールですね、プールの在り方。あと、学校給食の安定的な運営、公会計も関わるようなお話なんですけれども、そういった大きな町の懸案、課題というのを町長のほうから提示をされて、それに対する考え方をお話したというような形になります。
- （澤村教育次長） あと、生涯学習課のかわせみ広場など、利用者が少なくなっているというような、そんな課題もありますので、その辺の考え方とか、小学校でやるかわせみ広場、今後拡大していくのかどうかですとか、あとスポーツ・文化振興課では、三増のプールの廃止の関係ですとか、あと三増合戦場の看板をリニューアルするというので、そのスケジ

ジュールとか、そういったものをいろいろヒアリングを受けたり、進捗状況等を報告したりしています。

- （佐藤教育長） もし必要があれば、どんな項目というのが書かれた資料がありますから、必要でしたらまたそれを確認していただきたいと思います。

他にいかがでしょうか。

（発言する者なし）

- （佐藤教育長） よろしいでしょうか。

それでは、他に質疑ありませんので、教育長報告についてはご了承願います。

次に、令和5年度教職員配置状況について、資料2に基づき担当より報告をいたします。  
教育総務課長。

- （宮地教育総務課長） 教育総務課長です。

それでは、（2）令和5年度教職員配置状況についてご説明をさせていただきます。

資料2をご覧いただきたいと思います。

主に右側の令和5年4月1日現在の教員配置状況についてご説明を申し上げます。なお、資料の左側は令和4年5月1日現在の状況となっております。

右側の表をご覧いただきたいと思います。

まず、小学校でございます。

クラス数につきましては6校全体で普通級が57クラス、特別支援級が28クラスとなっております。令和4年度と比較しまして、普通級は同数、特別支援級では1増となっております。増減の内訳といたしましては、普通学級では中津小学校が1減、菅原小学校が1増となっております。特別支援級では中津小学校が2増、高峰小学校が1減となっております。また、教員数につきましては総計が153人、このうち臨時的任用職員は19人となっております。

次に、中学校でございます。

下の表をご覧いただきたいと思います。

まず、クラス数であります。令和4年度と比較しまして、普通級では愛川中原中学校が1減で、トータル27クラスとなっております。特別支援級では愛川東中学校が2増、愛川中学校が1増、愛川中原中学校が1減ということで、トータル14クラスとなっております。また、教員数につきましては、臨時的任用職員13名を含め、総計が92名となっており、令和4年度と比較しまして、教員数が1増、臨時的任用職員が2増となっております。

以上、小・中学校教員の合計では245名となりまして、令和4年度と比較しまして、内数

の臨時的任用職員が4増となっております。

説明は以上です。

- （佐藤教育長） これより質疑に入ります。  
ご意見、ご質疑ありましたらお願いします。  
大貫委員。

- （大貫委員） この教員数の数ですけれども、先ほどの教育長の報告事項の中に、3月27、28、29と教職員の面接があつて、このところで採用が決まった人もここに反映されたわけですね。そういう意味じゃないの。

- （佐藤教育長） ここの面接は、実は管理職面接。昇任した方、それから小学校、中学校の交流している方、あと町外に今交流で行っている方が、例えば綾瀬の中学校にいる方とか、あと座間市、これは一般教員ですが、そういう方の面接等々です。

- （大貫委員） これと関係ないんだね。

- （佐藤教育長） はい。

- （大貫委員） 分かりました。

- （佐藤教育長） 他にいかがでしょうか。

人数的には前年度とほぼ同数というような状況でございます。新採用等、希望どおりの人数はちょっと獲得できなかったところもございますけれども、何とか退職したOBの方にも協力していただきながら、今、こういう状況でスタートしたいということになります。

よろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

- （佐藤教育長） それでは、他に質疑ありませんので、令和5年度教職員配置状況についてはご了承をお願いいたします。

- 
- （佐藤教育長） 令和5年度愛川町教育支援（就学相談）について、資料3に基づき担当より報告をいたします。

指導室長。

- （菅沼指導室長） 指導室長、菅沼です。

それでは、資料3につきましてご説明申し上げます。

まず、1枚おめくりいただきまして、参考資料1をご覧ください。



愛川町教育支援年間計画に係る日程をこちらで示しております。

まず、4月に行われるのが基本方針の決定です。愛川町では、本日この会議で行ってまいります。

5月1日には、本日の決定を受けまして、第1回愛川町教育支援委員会が行われることになります。

5月には、校内教育支援委員会の開催を各校に依頼し、令和6年度の特別支援学級入級・退級等の対象者の検討を行ってまいります。

6月16日には、校内教育支援委員会の検討結果を基に、令和5年度就学相談実施予定者一覧を、また8月10日には、令和6年度の特別支援学級入級・退級に関わる調査資料の提出をしていただきます。

下のほうにまいりまして、第1回、第2回の就学相談、こちらを基に、めくっていただきますと、10月12日には、第2回教育支援委員会が行われます。

また、第3回就学相談を基に、中ほどになりますが、11月9日には、第3回教育支援委員会があります。この委員会にて、それぞれ審議を行い、その答申を基に就学の場について、本人・保護者と合意形成を図ることで、次年度の学びの場を決定してまいります。

次のページ、参考資料の2については、愛川町教育支援委員会の要綱を載せてございます。

めくっていただきまして、参考資料3には、愛川町教育支援委員会における委員の構成を示しております。

めくっていただきまして、参考資料4、こちらは愛川町就学相談委員会の規約を載せてございます。

そして、めくっていただきまして、参考資料5には、昨年度の愛川町就学措置の報告を載せております。

この措置に関しましては、令和4年度1月の定例会でお示したものと変更はございません。

以上、大まかではございますが、愛川町教育支援についての説明を終わります。

それでは、一番最初のページに戻りまして、愛川町教育支援就学相談基本方針を読み上げさせていただきます。

愛川町教育支援就学相談基本方針。

障がいのある児童・生徒等の教育は児童生徒一人ひとりの将来の社会的自立、社会参加のために適切な教育を保障するものでなければならない。そのために、児童生徒一人ひとりに

とって、最も適切な教育の場を配慮することは、ライフステージの一環として極めて重要である。このような考えに立ち、教育支援（就学相談）基本方針を次のように定める。

1、綿密な就学相談の機会を持ち、保護者の理解と協力を得ながら、きめ細かな教育支援（就学相談）を行うように努める。

2、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、総合的な情報の収集に努める。

3、児童生徒一人ひとりのライフステージを見通した、きめ細かな教育支援（就学相談）の充実に努める。

4、総合的な検討を行うとともに、教育の場の弾力的な扱いに配慮して判断する。

5、県及び関係機関との連携を密にし、適切な教育支援（就学相談）を行うための環境づくりに努める。

就学に当たっては、一方的な方向づけの提示や画一的な就学指導ではなく、保護者と十分に話し合い、児童生徒の教育的ニーズに合った支援をともに考える「就学相談」として捉えることを大切にしていきたいと思います。

以上です。では、基本方針の決定に向けて、ご協議をお願いいたします。

○（佐藤教育長） それでは、これより質疑に入ります。

ご意見、ご質疑等がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。何かありますか。

今、相談件数等、増えている状況ございますので、この日程で何とかなるという状況でしょうか。

○（菅沼指導室長） 何とかしたいと思っています。余裕はないと思いますけれども、十分な審議はしていきたいと考えております。

○（大貫委員） よく駆け込みないですか、駆け込み。追加とか。

○（佐藤教育長） 転入生関係でというのは数件ありましたけれども、そんなに多い状況ではないと思うんですが、ここ年々相談件数増えているので、どうしても会議が遅くなってしまふから、メンバーの皆様にもちょっとご迷惑かけたりしてしまっている。今年度の、まだ分かりませんが、取りあえず例年並みの状況で判断をされていると思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○（佐藤教育長） それでは、特にご意見はありませんので、愛川町教育支援（就学相談）についてはご了承願います。

---

◎日程第3

- （佐藤教育長） それでは、日程第3に移ります。

日程第3、議案第1号 令和6年度愛川町立小・中学校で使用する教科用図書の採択にかかる愛川町教育委員会の方針についてを議題といたします。

本議案でございますけれども、来年度使用する教科用図書を今年度採択するため、議案第1号（案）のとおり方針を定めたものであります。

なお、詳細につきましては担当より説明を申し上げますので、ご審議の上、お認めいただきたいと存じます。

それでは、議案について説明をお願いいたします。

- （菅沼指導室長） 指導室長、菅沼です。よろしくをお願いいたします。

令和6年度愛川町立小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る愛川町教育委員会の方針についてご説明申し上げます。

冊子のほう、めくっていただいたところに案がございます。

先に、もう一枚おめくりいただいて、参考資料1をご覧ください。

教科用図書採択に係る日程を示しております。

4月に行われるのが採択方針の決定です。愛川町は、本日この会議で行わせていただきます。

なお、清川村も4月中に行われる予定となっております。

4月27日には、本日の決定を受けまして、第1回愛甲採択地区協議会が行われることとなります。

5月12日には、厚木市、清川村と合同で調査委員会が開かれます。この日から調査員による調査研究が始まります。

6月1日には、教科用図書の展示会が始まりますので、各学校にも研究を依頼してまいります。

7月7日には、第2回愛甲採択地区協議会が行われ、調査員による報告を受けまして、教科用図書の検討を行います。

愛川町では7月25日に、清川村も7月中に定例教育委員会が開かれ、採択してまいります。

8月には採択結果の報告を県教育委員会と学校に行うとともに、来年度に向け、需要数の

報告を行います。

採択に係る流れは以上となります。

めくっていただきまして、参考資料2をご覧ください。教科用図書採択に係る事務の流れを示したものになります。

上の段から県教育委員会が行うこと、次に市町村教育委員会が行うこと、真ん中のところが市町村教育委員会が設置する愛甲採択地区協議会が行うこと、そして、その下が愛甲採択地区協議会が委嘱した調査員による調査委員会が行うこと、一番下が各学校が行うこととなっております。

次をめくっていただきまして、参考資料3をご覧ください。教科用図書採択の概要についてです。

教科用図書は、文部科学省の検定を受けて合格した検定本と呼ばれるものと、文部科学省が著作者となっている著作本等がございます。この他に学校教育法附則第9条の規定による特別支援学級等における教科用図書として、文部科学省コードつき一般図書ですとか、検定本、著作本の下学年使用等がございます。

採択基準は、採択地区で同一の教科書を採択するとなっております。

採択の時期は、どちらも使用を開始する前年度の8月31日までとなっております。

下の表ですが、こちらは検定と採択、使用の周期をそれぞれ記号で表したものになっております。今年度採択いただく小学校の教科書は、来年度、令和6年度から2年間使用することとなります。

めくっていただきまして、参考資料の4につきましては、教科書採択に関する法令を載せております。3ページにわたって、14番まであります。

そこをめくっていただきまして、最後に参考資料5をご覧ください。神奈川県教科用図書愛甲採択地区協議会の規約を載せてございます。

ここをめくっていただきまして、参考資料6、こちらは採択地区協議会委員の構成と、調査委員会の市町村の構成を表しております。参考資料6の裏面は、調査委員会の人数割を示したものとなっております。

以上で、大まかではございますが、教科書採択に向けての説明を終わります。

最後に、令和6年度愛川町立小・中学校で使用される教科用図書の採択に係る愛川町教育委員会の方針についてを読み上げさせていただきます。

2ページ目をご覧ください。

愛川町教育委員会は、令和6年度に町立小学校及び中学校において使用する教科用図書について、採択権者としての権限と責任において、適正かつ公正な採択が確保できるよう、次のとおり採択方針を定める。

1、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第4項に基づき、教科用図書採択地区内において種目ごとに同一の教科用図書を採択するために、教科用図書愛甲採択地区協議会を設置し、調査研究及び協議を行うこと。

2、愛川町教育委員会は、採択地区協議会における協議の結果に基づいて、種目ごとに教科用図書を採択すること。

3、教科用図書の内容について十分かつ綿密な調査研究が行えるよう条件整備を図るとともに、採択結果や理由等の採択に関する情報の公開を行うことなど、開かれた採択に向けて努力すること。

4、採択の公正確保に向けて、広く関係者の理解を求めするなど、静ひつな採択環境を整え、円滑な採択事務に支障をきたす事態が生じないように努めること、ということになります。

では、採択方針の決定に向けて、ご協議をお願いいたします。

○（佐藤教育長） これより質疑に入ります。

ご意見、ご質疑ありましたらお願いいたします。

大貫委員。

○（大貫委員） 各調査員を各学校の先生にお願いしますよね、調査員。そのときに、校長先生を通してお願いするんでしょうけれども、その調査員に指名された先生は一生懸命教科書を見て、1人じゃなくてグループで話し合うと思うんですけども、そのときに、信頼の置ける優秀な先生を指名されると思うんですけども、そういう先生なら、なおさら割と公立・公正的な、中立的な立場の意見を最終的な採択の場所に持ってくるんですよ。

もっと言い方を変えると、もっと具体的に、この教科書のここがいいみたいなことを言えるような、あなたは立場ですよというようなことを指導主事の先生方から推してあげてほしいんです。そうでないと、自分が調査員に選ばれて、これがいいんですけども、でも、もっと広い見方をすると、そうじゃないかなみたいに躊躇してしまう。私も実はそういうことを経験しているので。

それから、今まで何回か採択の場に出させてもらって、その発表してくれる先生方が、みんなもうちょっと本当は言いたいことがこの辺にあるんだけど、それを言えないで抽象的な提案内容を出してくるんだよね。だけど、調査員に選ばれたんだから、もう全面的

に、ちょっと偏見は困るけれども、自分はこれが、ここがいいと思うようなことを堂々とその場で発表できる立場なんですって言ってあげてほしいんです、指導主事の先生方に。ぜひそうしてあげてほしい。じゃないと、言われた調査員の先生は本当に苦勞するので。調べるのは調べるけれども、それを何とって提案していいかというところで、とても苦勞されていると思います。その言葉の端々にそれが感じられる。だから、遠慮なく言っていいんだよということをぜひ後ろから尻をひっぱたいてほしい。そうすればやりやすいよ、調査委員さんは。と思いました。余計なこと言いました。

○（佐藤教育長） どうでしょうか、今のご意見。

○（菅沼指導室長） はい。ご意見につきまして、検討させていただきたいと思います。

調査の観点は、県から出ているものがありますので、そちらのほうに基づいて、

同じように調査をしていただくんですけども、その先のことはまた対応させていただきたいなと思います。

○（大貫委員） ありがとうございます。

何かここには調査の観点がでていない。調査の観点って、それがね、これは前回の採択のときにも言ったような気がするんだけど、非常に抽象的なんだ。これは何を言っているのという、お役人が出している文章なのがありありなんですけれども、やっぱりそれをうまく指導主事の先生が調査員の先生にかみ砕いて、こういうふうな観点でというようなことをぜひ言ってあげてほしいと思います。

○（佐藤教育長） 各グループに指導主事がちゃんとついていると思いますので、その辺のところで情報交換していただきながら、今ご意見があったようなところをうまく取り入れていただけたらいいかなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

他にございますか。

梅澤委員。

○（梅澤委員） その調査員会の協議の柱に、ぜひ資質・能力の育成に資する教科書を選定していただきたいということを、ぜひ付していただきたいと思います。

前回、うちの教育委員会がこの検討を、採択を協議した際に、教えやすいみたいな、そういう意見があったんですが、どちらかというと、子どもたちが学びやすいという視点が重要かなと思っていますので、これから求められるコンピテンシー、つまり、資質・能力の育成を中心に、ぜひ教科書の選定協議をしていただけるとありがたいなと思います。

以上です。

○（菅沼指導室長） そうさせていただきますと思います。

○（佐藤教育長） ほかにございますか。

（発言する者なし）

○（佐藤教育長） よろしいでしょうか。

それでは、他に質疑ありませんので、質疑を終結し、表決に入ります。

議案第1号 令和6年度愛川町立小・中学校で使用する教科用図書の採択にかかる愛川町教育委員会の方針について、本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○（佐藤教育長） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第1号については原案のとおり可決されました。

---

◎日程第4

○（佐藤教育長） 次に、日程第4、議案第2号 地域学校協働活動推進員等の委嘱についてを議題といたします。本議案は個人情報を取り扱う案件となるため、非公開による審議とさせていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○（佐藤教育長） ご異議内容でありますので、非公開で審議を行いたいと思います。それでは、ここで暫時休憩いたします。

---

◎日程第4（非公開）

---

◎日程第5

○（佐藤教育長） それでは、会議を再開いたします。

次に、日程第5、その他を議題といたします。

初めに、令和5年度町営プールの運営についての説明をお願いいたします。

スポーツ・文化振興課長。

○（齋藤スポーツ・文化振興課長） スポーツ・文化振興課長です。

（1）令和5年度町営プールの運営につきまして、資料4に基づきご説明申し上げます。

令和5年度の本町の町営プール、中津工業団地第1号公園プール及び田代運動公園プール

につきましては、運営に係る経費や利用状況等を踏まえまして、令和4年度と同様、次のとおり開催する期間を短縮させていただいて運営をいたします。

開設期間につきましては、愛川町都市公園の設置及び管理に関する条例施行規則に基づき供用日が規定されておりますことから、同施行規則により、次のとおり供用日を変更するものでございます。

中津工業団地第1号公園プール、それから田代運動公園プールにつきましては、愛川町都市公園の設置及び管理に関する条例により規定がされております。ここで、町長が都市公園の管理上、もしくはその他の理由により必要があると認めるときには、供用日及び供用時間を変更することができるとの規定によりまして、従来、7月16日日曜日から8月31日木曜日までの47日間の供用日を、7月22日土曜日から8月20日の日曜日までの30日間と変更するものでございます。

なお、三増プールにつきましては、先月3月20日の教育委員会、3月の全員協議会でご説明をさせていただきましたところでございますけれども、施設の老朽化や利用者の減少などから、本年6月30日をもって廃止することとしております。そして、現在は4月30日までの期間、愛川町体育施設条例の一部改正案についてパブリック・コメント手続を行っているところでございます。

以上でございます。

○（佐藤教育長） これより質疑に入ります。

ご質疑、ご意見等がありましたらお願いいたします。

大貫委員。

○（大貫委員） 8月20日の日曜日までで閉めちゃうわけ。それからずっと、まだ毎年暑いよね。今までそういうことがあったかどうか、我々現職だった頃、プールに夜、人が入っちゃっていたらずらして入り込んで、どうしようもなかったんだよ。そういうことってないんですか、この町のプールでは。

○（佐藤教育長） スポーツ・文化振興課長。

○（齋藤スポーツ・文化振興課長） 今、大貫委員さんがおっしゃられたようなことは、今はございません。

○（大貫委員） それならいいけれども。だから、これからちょっとまだ9月いっぱいぐらいまで暑いときが心配だという話ですけども。いいです。

○（佐藤教育長） よろしいですか。



他にいかがでしょう。

篠崎委員。

○（篠崎委員） 去年はインターネットで予約をしてから来るというスタイルだったと思うんですけども、今年もそのような形になるのかどうか、教えていただければと思います。

○（佐藤教育長） スポーツ・文化振興課長。

○（齋藤スポーツ・文化振興課長） 今年度のプールの運営についてですけども、現時点では、現状のコロナの感染状況ですとか社会情勢を踏まえまして、入場の際の検温、それから手指消毒、それから更衣室内の換気、それからプールの監視員等のスタッフのマスク着用など、そういった感染防止対策は万全に施しながら、現時点では事前予約、時間区分の設定はなく運営をすることとしております。

しかしながら、今後の感染状況ですね、それから、社会情勢の変化によりまして、運営方法の見直しもあり得ると考えております。

以上です。

○（篠崎委員） ありがとうございます。

○（佐藤教育長） よろしいでしょうか。

他にいかがでしょうか。

（発言する者なし）

○（佐藤教育長） それでは、他に質疑ないようでございますので、令和5年度町営プールの運営についてはご了承願います。

次に、令和5年度第14回愛川町子ども議会についての説明をお願いいたします。

生涯学習課長。

○（上村生涯学習課長） それでは、令和5年度第14回愛川町子ども議会についてでございます。

資料5、令和5年度第14回愛川町子ども議会実施要項（案）をご覧いただきたいと存じます。

主な点について説明をさせていただきます。

まず、1、趣旨についてでございますが、この事業につきましても、未来を担う子どもたちの代表者が、よりよいまちづくりについて、子どもの視点から見た真剣な意見や要望などを発表し、町行政の理解を深めるとともに、併せて町民としての誇りと自覚、町を愛する心を深めることを目的としまして、各年で実施をしているところでございます。

今回で14回目を数えまして、期日になりますが、令和5年10月28日の土曜日午前9時開会、午前中の日程で開催を予定しているところでございます。

6の参加者についてでございますが、子ども議員につきましては、小学校5年生から18歳までの町内在住の児童・生徒としておりまして、各小学校からは1名、各中学校及び県立愛川高等学校から2名の推薦をお願いしてまいりたいと考えております。

子ども議員が前半、後半に分かれまして、1人3分程度で思いを伝え、それに対しまして町長をはじめ理事者からの答弁を行います。

傍聴者につきましては、コロナ禍以前と同様に教育委員の皆様、町議会議員、社会教育委員、保護者、学校関係者等を予定しているところでございます。

7、発表内容につきましては、テーマを「「住み続けたい愛川町にするために」一夢を語ろうー」といたしまして、町の将来を担う子どもたちが自分の夢を伝える中で、今の愛川町をどのように考えるかを発表することを予定しています。

6月中に子ども議員の決定をいたしまして、7月には子ども議員を対象とした説明会を開催しまして、本番3週間前ぐらいをめどに、実際の議場を使いましてリハーサル等をする予定でございます。子どもたちにとりまして大変貴重な経験となりますので、本番に向けて準備をしっかりと進めてまいりたいと考えているところでございます。

説明は以上です。

○（佐藤教育長） これより質疑に入ります。

ご質疑、ご意見等がありましたらお願いします。

梅澤委員。

○（梅澤委員） 子ども議会ということですが、成人年齢引下げがなされて、18歳までとしている理由を教えてください。

○（佐藤教育長） 生涯学習課長。

○（上村生涯学習課長） 子ども議会の年齢ですが、18歳というところと成人年齢の部分についてまだ深く議論ができていないところではありますが、地元の高校生も、実際もう18歳で大人になっている方いらっしゃると思いますが、未成年から成年への過渡期で、将来を担う、より大人に近い存在というところで、引き続き愛川高校生にも参加をお願いしたいというふうに考えているところでございます。

実際、3年生で出てこられた方に、子ども議会という名称がそぐわない点もあるかと思いますが、愛川高校には引き続き依頼はしたいと考えております。

以上です。

○（佐藤教育長） 梅澤委員。

○（梅澤委員） であるならば、その18歳については、私は反対です。やはり明確な線引きとは今思えない。要は高校生というくくりだけだという話だというふうに受け止めたので、実際に、18歳の方は投票権をお持ちですから、彼らは実際に自分で意見を表明して、選挙なり、何がしかの明示的な発言ができる年代に入っていると思われまます。であるならば、町内の、愛川高校に限定するにしても、未成年という縛りをかけたほうが、子ども議会の趣旨に合うかなというふうには思います。いかがでしょうか。あるいは、17歳までの町内在住者でもいいと思います。

○（佐藤教育長） 生涯学習課長。

○（上村生涯学習課長） 表現方法については、また対象を18歳を含める含めないも含めまして、ここのところは再度検討をさせていただければというふうに考えております。

○（梅澤委員） 結構重要な点なので、年齢に関しては、ここで結論を出したほうがいいのかと思います。詳細はお任せいたしますが、かなり重要な視点かと思っておりますので。

○（佐藤教育長） 今まで実際に高校3年生が出たことはあるんですか。この時期だと、もう進路に関わっています。だから、3年生が出てくるのは難しくないですか。

○（上村生涯学習課長） 前回の13回のときには、これはコロナで1年中止にしてスライドしているということもあり、実際開催したときには高校3年生の、愛川高校の3年生が2人という状況でございました。例年ですと、高校2年生がやはり出てくるというところが多いかと思っております。

○（佐藤教育長） 1年ずらしたのは特別な配慮なので、それはいいと思うんですが、一般論で考えたときに、今、梅澤委員さん言われるように、子どもと年齢という、これをはっきりさせておいたほうがいいんじゃないかというのは、そのとおりだと私も思います。だから、極端な話、高校2年生だったら17歳ですよ、17歳になる年ですよ。違うか、16、17、そうだよ。17歳になる年だから、高校2年生はみんな17歳だよ。だから、高校3年生が出てこないということがある程度ははっきりしているんだとしたら、ここのところを17歳にしてしまうのが一番すっきりしていると私は思います。いかがでしょうか。

生涯学習課長。

○（上村生涯学習課長） そうしましたら、高校2年生という表現にするか、もしくは17歳という表現にするかでしょうか。

○（梅澤委員） 17歳がいいと、私は思います。義務教育ではないので、もしかしたらかなりご高齢の高校2年生がいないとは限りませんから、これは明確な基準にしたほうがいいです。

○（上村生涯学習課長） そうですね。高校2年生は年齢が、その17歳……。ありがとうございます。

そうしましたら、年齢で明記する形で要項をしっかりと整えたいと思います。

○（佐藤教育長） では、確認をしてください。もう一度どうぞ、このところを。

生涯学習課長。

○（上村生涯学習課長） そうしましたら、6番、参加者のところの愛川高校各校2名のところにつきましては、その上ですね、小学校5年生から18歳までの町内在住者という、こちらの表現を17歳までというふうに直したいと思います。

以上です。

○（佐藤教育長） 梅澤委員さん、よろしいでしょうか、そういう形の変更で。

○（澤村教育次長） すみません、いいですか。17歳だと高校3年生も入るという、ここはいいんですよね。18歳未満であればいいということ。

（「そうですね」との声あり）

○（佐藤教育長） それでは、他に質疑等がございますのでしょうか。

（発言する者なし）

○（佐藤教育長） 特にないようでございますので、以上で、愛川町子ども議会についてはご了承願います。

それでは、他にございますでしょうか。

（発言する者なし）

○（佐藤教育長） 特によろしいでしょうか。

それでは、事務局のほうで何かございますでしょうか。

（「特にございません」との声あり）

---

◎閉会

○（佐藤教育長）

それでは、以上で、4月の定例会の議事日程は全て終了いたしましたので閉会としたいと思います。ご異議はございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○ (佐藤教育長) ご異議がないものと認めます。

よって、4月の定例会を閉会といたします。

愛川町教育委員会会議規則第17条第2項の規定により、ここに署名をいたします。

令和5年5月23日

教育委員会教育長

佐藤 昭明

教育委員会

教育長職務代理者

大貫 洋

教育委員

梅澤 秋久

教育委員

篠崎 美和

教育委員

齋 郷 浩之

調整職員

佐藤 邦彦